

沖縄県指定比謝川鳥獣保護区計画書

【存続期間の更新】

令和8年9月26日

沖縄県

1 鳥獣保護区の概要

(1) 鳥獣保護区の名称

比謝川鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

嘉手納町字嘉手納屋那上原 250 の 3、251、251 の 1、252 の 1、250 の 9、250 の 5 及び 206 の 1 並びに嘉手納町字嘉手納御嶽前原 184 の 1、204、203 の 1、203、202、202 の 1、187 の 2、189、189 の 1、200、199 の 2、199 の 1、198 及び 199 の 3 並びに嘉手納町字屋良後原 653、651、650、647、652、655、656、657 の 1、668 の 1、688、695、696、699 の 1 及び 699 番地並びに比謝橋の下流比謝川ダムえん堤から上流に至る栄橋跡までの公有水面の地域

(3) 鳥獣保護区の存続期間

令和 8（2026）年 9 月 26 日から令和 27（2045）年 10 月 31 日まで（19 年 1 月 5 日間）

2 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、嘉手納町の北側を流れる比謝川（2 級河川）と同河川左岸側の傾斜地からなる。また、当該区域を含むその周辺には在来種の樹林等が豊富に残されており、貴重な環境となっている。

当該区域には、ズアカアオバトコやゲラ等の森林性の鳥類のほか、ミサゴやオオバン、イソシギ、カワセミ等の水辺に生息する鳥類が確認されている。これら以外の鳥類として、比謝川を餌場や休息場として利用しているサギ類が生息している。

また、コウモリ類が樹木の果実や花蜜を食べる餌場としても利用されている。

このように、当該区域は、市街地にある鳥獣の休息地及び採餌の場であり、また、市民が自然とふれあう憩いの場となっていることから、当該区域を身近な鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 管理方法

- ・沖縄県鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査、現地巡視等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ・鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為や、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため定期的な巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- ・鳥獣の生息環境を脅かすような外来種の対策については、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した活動等に取り組む。

3 鳥獣保護区の面積内訳

別表 1 のとおり

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当該区域は、嘉手納町の北側に位置し、比謝川が流れ、屋良城跡公園を含む字嘉手納の区域からなる。

イ 地形、地質等

地況は、比謝川に沿って断崖が発達した複雑な環境の変化に富んだところである。表層地質は琉球石灰岩である。

ウ 植物相の概要

当該区域の植生は、主に常緑広葉樹林帯の自然植生であり、アカギやシマグワ、ガジュマルの他、一部、雑草群落がみられる。

エ 動物相の概要

鳥類では、9目19科30種が確認されており、スズメ目(13種)が最も多く、ヤマガラ、ウグイス、メジロ等が森林に、サギ類等が水辺に生息している。また、哺乳類では、2目4科4種が確認されているおり、これら鳥獣類の多くが採餌及び休息の場として当該区域を利用している。

「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物 第3版(動物編)」において、鳥類では、カラスバト、サシバ及びサンショウクイが絶滅危惧Ⅱ類に、哺乳類では、オキナワコキクガシラコウモリ及びリュウキュウコビナガコウモリが絶滅危惧ⅠB類に区分されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり

イ 哺乳類

別表3のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域内は農耕地がなく(その周辺も農耕地が少ない)、また、水産養殖場がないことから鳥獣による農林水産物の被害の報告はない。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

(1) 鳥獣保護区用制札	3本
(2) 案内板基	基
(3) 給水器基	基
(4) 給餌台	基
(5) 巣箱台	台
(6) その他	

(必要に応じ設置)

7 存続期間更新の理由

当該区域は、市街地において絶滅危惧種や多くの鳥獣の休息地及び採餌の場となっており、また、鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場として重要であることから、引き続き鳥獣保護区に指定する必要がある。

8 参考事項

(1) 当初指定

昭和61年9月26日(昭和61年9月26日 告示第1485号)

(2) 経緯

平成18年9月26日(平成18年9月22日 告示第3491号) 存続期間の更新

(別表 1)

比謝川鳥獣保護区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既 存 面 積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既 存 面 積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	8 ha	— ha	8 ha	8 ha	— ha	8 ha	— ha	— ha	— ha
林 野	5.95 ha	— ha	5.95 ha	5.95 ha	— ha	5.95 ha	— ha	— ha	— ha
農耕地	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
水 面	2 ha	— ha	2 ha	2 ha	— ha	2 ha	— ha	— ha	— ha
その他	0.05 ha	— ha	0.05 ha	0.05 ha	— ha	0.05 ha	— ha	— ha	— ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既 存 面 積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既 存 面 積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	0 ha	— ha	0 ha	0 ha	— ha	0 ha	— ha	— ha	— ha
国有林	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
林野庁所管	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
制限林	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
保安林	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
砂防指定地	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
その他	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
普通林	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
文部科学省所管	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
国有林以外の国有地	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
農林水産省所管	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
財務省所管	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
国土交通省所管	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
環境省所管	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
地方公共団体所有地	4.35 ha	— ha	4.35 ha	4.35 ha	— ha	4.35 ha	— ha	— ha	— ha
都道府県所有地	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
制限林地	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
保安林	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
砂防指定地	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
その他	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
普通林地	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
その他	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
市町村所有地等	4.35 ha	— ha	4.35 ha	4.35 ha	— ha	4.35 ha	— ha	— ha	— ha
制限林地	0.15 ha	— ha	0.15 ha	0.15 ha	— ha	0.15 ha	— ha	— ha	— ha
保安林	0.15 ha	— ha	0.15 ha	0.15 ha	— ha	0.15 ha	— ha	— ha	— ha
砂防指定地	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
その他	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
普通林地	2.95 ha	— ha	2.95 ha	2.95 ha	— ha	2.95 ha	— ha	— ha	— ha
その他	1.25 ha	— ha	1.25 ha	1.25 ha	— ha	1.25 ha	— ha	— ha	— ha
私有地等	1.65 ha	— ha	1.65 ha	1.65 ha	— ha	1.65 ha	— ha	— ha	— ha
制限林地	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
保安林	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
砂防指定地	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
その他	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
普通林地	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
その他	1.65 ha	— ha	1.65 ha	1.65 ha	— ha	1.65 ha	— ha	— ha	— ha
公有水面	2 ha	— ha	2 ha	2 ha	— ha	2 ha	— ha	— ha	— ha
計	8 ha	— ha	8 ha	8 ha	— ha	8 ha	— ha	— ha	— ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既 存 面 積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既 存 面 積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
特別地域	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
普通地域	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
自然公園法による地域	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
特別保護地区	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
特別地域	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
普通地域	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
文化財保護法による地域	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha	— ha
都市公園法による地域	5.8 ha	— ha	5.8 ha	5.8 ha	— ha	5.8 ha	— ha	— ha	— ha

(注)

- ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
- 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に () 書きで上段に記載する。

(別表 2)

目	科	種・亜種	種の指定等	備考
ハト	ハト	カラスバト	国 NT、県 VU、国天	留鳥
		○ キジバト		留鳥
		○ ズアカアオバト		留鳥
ツル	クイナ	○ バン	国 VU	留鳥
		オオバン		冬鳥
チドリ	シギ	○ イソシギ		冬鳥・旅鳥
カツオドリ	ウ	カワウ		冬鳥
ペリカン	サギ	○ ゴイサギ	国 VU	留鳥・冬鳥
		○ ササゴイ	国 VU	冬鳥・旅鳥
		○ アオサギ		冬鳥
		○ チュウサギ	国 NT、県 NT	冬鳥
タカ	ミサゴ	○ ミサゴ	県 NT	冬鳥
	タカ	○ サシバ	国 VU、県 VU	冬鳥・旅鳥
ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン		夏鳥
		○ カワセミ	県 NT	留鳥
キツツキ	キツツキ	○ コゲラ		留鳥
スズメ	サンショウクイ	○ <u>サンショウクイ</u>	県 VU	留鳥
	カササギヒタキ	サンコウチョウ		夏鳥
	カラス	○ ハシブトガラス		留鳥
	シジュウカラ	ヤマガラ		留鳥
		○ シジュウカラ		留鳥
	ヒヨドリ	○ ヒヨドリ		留鳥・冬鳥
		○ シロガシラ		外来
	ウグイス	○ ウグイス		留鳥
	メジロ	○ メジロ		留鳥・冬鳥
	ツグミ	○ シロハラ		冬鳥
	ヒタキ	○ イソヒヨドリ		留鳥
		○ キセキレイ		冬鳥
		○ ハクセキレイ		冬鳥
ハト	ハト	○ カワラバト (ドバト)		外来
合計	9 目	19 科	30 種	

(注)

- データは鳥獣保護管理員が行った調査結果（令和 3 年度～令和 7 年度）に拠った。
- 鳥類の目・科・種（和名）及び配列は、「日本鳥類目録改訂第 8 版（2024 年 9 月発行）」（日本鳥学会）に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 国：環境省第 5 次レッドリスト
 VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧
 県：改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生動物 第 3 版（動物編）（平成 29 年改訂）
 VU：絶滅危惧Ⅱ類
 文化財保護法
 国天：国指定天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣（平成 16 年度調査及び令和 3～7 年度調査の両方において確認できた種とした）。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）に規定される希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥、不定期（毎年ではなく不定期に記録される鳥）、外来の別を記載した。区分は日本鳥類目録改訂第 8 版の記載内容に拠った。

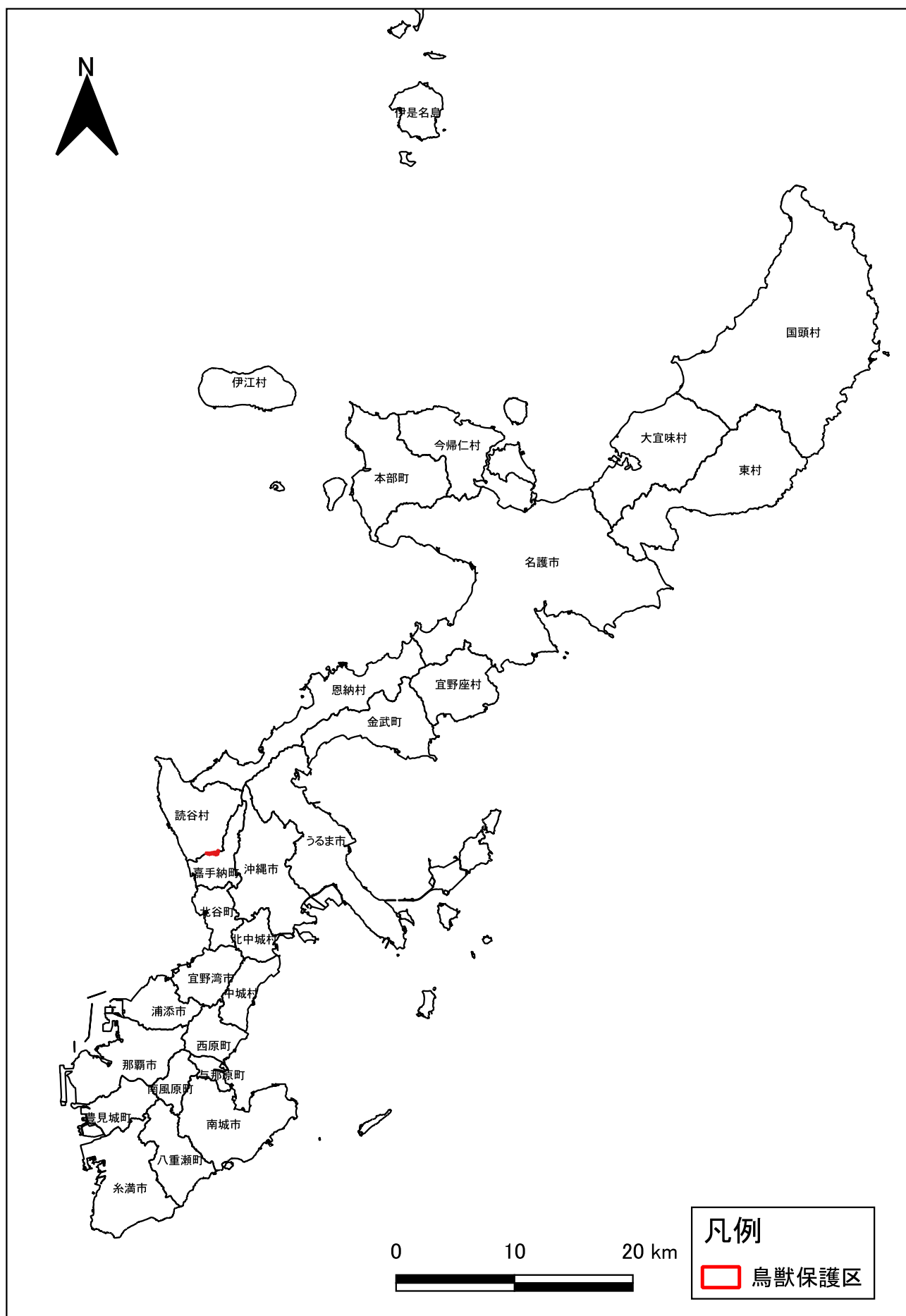
(別表 3)

目	科	種	種の指定等	備考
翼手	オオコウモリ	○	オリイオオコウモリ	県 NT
	キクガシラコウモリ		オキナワコキグガシラコウモリ	国 EN、県 EN、国内希少
	ヒナコウモリ		リュウキュウユビナガコウモリ	国 EN、県 EN、国内希少
食肉目	マングース		ファイリマングース	外来
合計	2 目	4 科	4 種	

(注)

- 1 データは鳥獣類の生息状況調査及び鳥獣保護区検討業務（令和 7 年度）等に拠った。
- 2 哺乳類の目・科・種（和名）及び配列は、「世界哺乳類標準和名リスト 2021 年度版」（日本哺乳類学会）に拠った。
- 3 種の指定等の要件は次のとおりである。
 国：環境省レッドリスト 2020
 EN：絶滅危惧 I B 類
 県：改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生動物 第 3 版（動物編）（平成 29 年改訂）
 EN：絶滅危惧 I B 類、NT：準絶滅危惧
 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）
 国内希少：国内希少野生動植物種
- 4 ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣（平成 16 年度調査及び令和 7 年度調査の両方において確認できた種とした）。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）に規定される希少鳥獣。
- 5 備考には、外来鳥獣については、外来と記載した。

沖縄県指定比謝川鳥獣保護区位置図



沖縄県指定比謝川鳥獣保護区区域説明図

